

平成15年6月18日：国際文化研究科委員会制定
平成18年7月5日：一部修正 大学院委員会
平成28年1月20日：国際文化研究科委員会にて一部改正了承
平成28年1月21日：大学院委員会にて一部改正了承

名桜大学大学院国際文化研究科担当教員（専任）の選考に関する基準

I 修士論文指導（演習）担当教員

1. 原則として教授であること。
2. 博士号及び学術論文（学術書を含む）を有するもの、又は学術論文（学術書を含む）が20編以上あること。
3. 過去5年以内に論文発表があること（研究の継続性）。
4. 研究分野と担当科目の整合性があること。
5. 学会での活動（研究発表）があること。

II 講義担当教員

1. 原則として上級准教授以上であること。
2. 博士号を有すること、又は学術論文（学術書を含む）が10編以上あること。
3. 過去5年以内に論文発表があること（研究の継続性）。
4. 研究分野と担当科目の整合性があること。
5. 学会での活動（研究発表）があること。

III 手続き

1. 領域主任が候補者を推薦し、研究科委員会に申請すること。
2. 研究科委員会は業績審査委員会及び投票管理委員会を設置し、業績等の審査及び投票管理をすること。
 - (1) 業績審査委員会は、各領域の主任及び候補者が所属（所属予定を含む）する領域の演習担当教員から1名を選出すること。ただし、候補者が所属する領域において、演習担当教員が1名でその者が領域主任の場合は、他の領域の演習担当教員から1名を選出することができる。
 - (2) 研究科委員会は選挙管理委員会を設置し、委員を候補者の領域以外から教員3人及び事務局から1名を選出すること。
3. 研究科委員会の投票により3分の2以上の票を獲得した者を、「適格」とし、大学院委員会へ諮ること。